

公衆浴場法施行条例(抜粋)(平成二十年三月二十五日 埼玉県条例第十九号)

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例(昭和四十年埼玉県条例第十六号)の全部を改正する。

(一般公衆浴場の措置の基準)

第四条 一般公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、別表第一のとおりとする。

(その他の公衆浴場の措置の基準)

別表第一(第四条 第七条関係)

十七 水道水(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道又は埼玉県自家用水道条例(昭和三十二年埼玉県条例第二号)第二条に規定する自家用水道から供給される水をいう。)以外の水を使用した原湯(浴用に使用した湯水(循環ろ過器でろ過した湯水を含む。以下この号及び第十九号において同じ。))を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。第二十二号において同じ。)、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

十八 浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。

十九 上り用湯及び上り用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。

二十 原湯を貯留する貯湯槽(以下この号において「貯湯槽」という。)を設置する場合は、次のとおりとすること。

イ 貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態において、原湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。

ロ 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。

二十一 浴槽には、営業時間中常に湯水が満ちているようにすること。

二十二 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。

二十三 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、毎週一回以上完全に換水すること。

二十四 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

イ 循環ろ過器の一時間当たりの処理能力は、当該循環ろ過器から湯水の供給を受けるすべての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。

ロ 循環ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ハ 循環ろ過器は、毎週一回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。

ニ 湯水を浴槽と循環ろ過器との間で循環させるための配管は、毎週一回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

ホ 循環ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集

- 毛器を設けること。
- ヘ 集毛器は、毎日一回以上清掃すること。
  - ト 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。
  - チ 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。
  - リ 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。
  - ヌ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- 二十五 浴槽からあふれ出た湯水を回収する槽（以下この号において「回収槽」という。）の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。
- 二十六 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- 二十七 打たせ湯には、循環ろ過器でろ過した湯水を使用しないこと。
- 二十八 屋外に浴槽を設ける場合は、前各号の規定に準ずるほか、次のとおりとすること。
- イ 屋外の浴槽に附帯する通路等は、浴室、脱衣室等屋内の保温されている部分から直接出入りする構造であること。
  - ロ 屋外の浴槽及びこれに附帯する通路等（以下この号において「屋外浴槽等」という。）は、男女別に設け、かつ、外部から及び男女各屋外浴槽等相互に見通すことができないようにすること。
- ハ 屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

## (水質の基準)

第八条 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質について、条例別表第一第十七号の規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと法第二条第一項の許可を行う者（次項において「許可権者」という。）が認めるときは、同表第一号から第四号までの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。

一 色度	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	五度以下であること。
二 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	二度以下であること。
三 水素イオン濃度	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	水素指数五・八以上八・六以下であること。
四 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	全有機炭素計測定法	一リットル中に三ミリグラム以下であること。
五 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
六 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満。)

2 浴槽水の水質について、条例別表第一第十七号の規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉水、井戸水、浴用剤等を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと許可権者が認めるときは、同表第一号又は第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	五度以下であること。
二 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	滴定法	一リットル中に二十五ミリグラム以下であること。
三 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）第六条に規定する方法	一ミリリットル中に一個以下であること。
四 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと（百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満。）

（水質検査）

第九条 条例別表第一第十八号の規定による水質検査は、次の表の上欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる浴槽水について同表の下欄に掲げる頻度で行い、前条第二項に規定する水質の基準に適合していることを確認するものとする。

レジオネラ属菌	毎日完全に換水している浴槽水	一年に一回以上
	連日使用している浴槽水	六月に一回以上
	知事が告示で定める浴槽水	知事が告示で定める頻度

（浴槽水の消毒方法）

第十条 条例別表第一第二十四号チの規定による浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。